

間伐は、森林の質や病虫害・風水害などの被害を防ぐために必要です。人手不足や技術面などの理由から、間伐できない方に代わり、森林組合が間伐を行います。県が発行している森林計画図に登載されている山林を所有している皆さん、ぜひご利用ください。



農林振興課

995-1824

県森林計画課

054-221-2666



### 健康な森林は間伐から

市内全体の面積の約63%が森林で、そのうち69%は人工林です。伐採期に達している森林が増えています。

このままにしておくと、木が密集し風通しや日当たりが悪くなり、わずかな降雨などで土砂が流出しやすくなり、災害などの危険が高まります。また、木が更に細く弱々しくなり、風や雪による倒木被害を受けやすくなるなど、様々な問題が生じます。

水資源の確保や土砂流出の防止など森林のもつ様々な公益的機能を十分に発揮させるためには、間伐は必要不可欠です。

### 利用間伐の取り組み

これまでの間伐は、伐採木を森林内に捨て置く「伐り捨て間伐」が主流でした。間伐した木を搬出するのに手間がかかり、コストが高くなってしまいうからです。



最近、全国で間伐を利用する取組が進められています。高性能林業機械の導入、効率性が高い伐採方法、林内路網の整備などにより、低コストで伐採木を搬出できるようにし、今まで捨てられていた木材資源を有効に利用しながら間伐を行うことが始められています。

### 間伐の申込みは、市森林組合へ

市では、市内に住んでいるか市内に本社機能のある法人で、市内に山林（地域森林計画に則した山林（※））を所有している場合に、無料で間伐を行います。市森林組合にお申し込みください。

市外に住所がある方や法人が所有する市内の山林は、本来の間伐費用の25%の負担で、実施することができます。

なお、宅地造成済地内の山林は対象外です。

間伐についてのご相談、お申込みは市森林組合へお問い合わせください。

間伐の申込み・相談／市森林組合 ☎ 993-5757

※地域森林計画に則した山林とは、県が発行している森林計画図に登載されている山林のことです。

### 森林の所有者届出制度がスタートしています

平成23年4月の森林改正法により、平成24年4月以降、森林土地の所有者となった方は事後届出が義務付けられました。

**届出対象者**／個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地をあらたに取得した方は、面積に関わらず届出が必要です。

**届出期間**／土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市に届出をしてください。